

補 正 命 令

原 告 八木孝三

被 告 兵庫県

上記当事者間の平成28年（行ウ）第8号雇用契約確認及び損害賠償請求事件について、原告は本命令を受け取った日から7日以内に下記の事項を補正せよ。

補正は、別紙「訴状の補正について」に所要の事項と日付を記入し、それに記名押印をして提出する方法によって行うこと。

なお、補正の内容によっては、その後に訴え提起の手数料の追納を求めることがある。

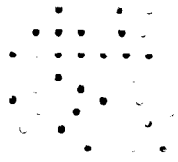
記

訴状記載の請求の趣旨1～3のそれぞれについて、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実）を明確にすること

平成28年2月12日

神戸地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 倉 地 康 弘

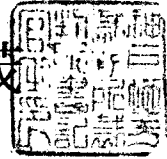


これは謄本である。

平成28年2月12日

神戸地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 山本和茂



訴状の補正について

1 請求の趣旨 1

〔質問 1〕原告が問題としているのは、原告が希望していた勤務形態と実際の勤務形態との間に食い違いがあることであり、被告が一方的に、原告の従来 of 勤務形態を「変更」したのではないと思われませんが、そのように理解していいですか。次の 1, 2 のいずれかに○をし、2 に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

- 1 はい。
- 2 いいえ。ここで「変更」という意味は次のとおりです。

〔質問 2〕質問 1 への回答がいずれであるにせよ、この請求は、原告のいう「不利益変更」という事実があることの確認を求めるといふ趣旨と理解していいですか。次の 1, 2 のいずれかに○をし、2 に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

- 1 はい。
- 2 いいえ。この請求の意味は次のとおりです。

〔質問 3〕質問 1 に対する回答がいずれであるにせよ、この請求の法的根拠（根拠となる法令がわかれば、その法令と条文。以下同じ）を明らかにしてください。

【回答】

2 請求の趣旨 2

〔質問1〕原告の主張は、平成27年度の勤務形態は平成28年3月31日で終了するが、同年4月1日以降も兵庫県は原告を雇用すべきであり、その際の勤務形態を「週3日、1日7時間45分」とすべきである、というものだと思いますが、そのように理解していいですか。次の1、2のいずれかに○をし、2に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

- 1 はい。
- 2 いいえ。原告が言いたいことは次のとおりです。

〔質問2〕平成28年度の勤務はまだ始まっていないので、この請求は、平成28年度につき、原告の主張する勤務形態で被告が原告との間で雇用関係を開始することを被告に義務付ける趣旨と思われると思いますが、そのように理解していいですか。次の1、2のいずれかに○をし、2に○をした場合はその理由もお書きください。

【回答】

- 1 はい。
- 2 いいえ。この請求の趣旨は次のとおりです。

〔質問3〕この請求の法的根拠を明らかにしてください。

【回答】

3 請求の趣旨3

〔質問〕この請求は損害賠償請求であると思われませんが、その法的根拠を明らかにしてください。

【回答】

平成28年 月 日

原告

住所：

氏名：